

— お客さまへ —

これは、保険契約にともなう大切なことがらを記載した「ご契約のしおり」の抜粋ですので、必ずご一読ください。ご契約後に、「ご契約のしおり／約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。お申付けいただければ事前にお送りします。また、当社ウェブサイト (<http://www.orixlife.co.jp/>) でも掲載しておりますので、ご確認ください。ご不明な点は、パンフレット記載のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

## 1. 特に注意していただきたいことから

「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」もあわせてご確認ください。

■当社の生命保険募集人には保険契約締結の代理権はありません

- 当社の社員・生命保険募集人（当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで対応させていただく者を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介（取次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

■告知義務について

- 告知とは

お申込みまたは復活などの際、保険契約者と被保険者から過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることがらについて、お知らせいただくことです。

- 告知の方法について

当社所定の「告知書」に、事実をありのままに、正確に、もれなくご記入ください。

■正しく告知されなかった場合の取扱いについて

- 告知義務違反による保険契約の解除

- ・告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合、または正しくないことを告知された場合には、責任開始日（復活日を含みます。以下同じ。）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。
- ・責任開始日から2年経過後でも、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には保険契約を解除することがあります。
- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は保険契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は保険契約を解除することができます。

■詐欺による取消および不法取得目的による無効について

- つぎの場合には保険契約を取消または無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ・保険契約者、被保険者または給付金等の受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行われた場合
- ・保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行った場合

■現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険に契約し直す場合について

- 現在ご契約の生命保険契約を解約、減額するときには、一般的に保険契約者にとって不利益となります。詳しくは「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」をご確認ください。

## 2. ご契約に際して

- 申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名・捺印をお願いいたします。

■保障の開始時期（責任開始）について

「特に重要な事項のお知らせ—注意喚起情報—」（5責任開始時（日）について）をご確認ください。

■保険証券の送付について

保険契約が成立しますと保険証券を送ります。保険証券に書いてあることがらが、お申込みの内容と相違していないかお確かめください。万一、お申込みの内容と相違しているときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

■特別条件付によるお引受けについて

- 当社では、保険契約者間の公平性を保つために、お客さまの身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。
- 以下の条件を付けてお引受けする場合があります。

【特定障害不担保特約】

- ・視力障害を不担保とした場合  
当社が指定した「視力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。
- ・聴力障害を不担保とした場合  
当社が指定した「聴力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。

【特定疾病・特定部位不担保】

この条件を付加した場合には、当社が指定した特定疾病または特定部位について、不担保期間中に疾病入院給付金、手術給付金または先進医療給付金の支払事由に該当しても、お支払いしません。

## 3. ご契約後について

■保険料の払込方法について

- 保険料は払込期月中につぎの方法で当社へ払い込んでください。
  - ①口座振替で払い込んでいただく場合（年払、半年払、月払）  
当社および当社が委託している振替代行会社が提携している金融機関等に開設された保険契約者の指定の口座か

ら、保険料が自動的に当社の口座に振り替えられます。  
 なお、複数の保険契約の指定口座が同一の場合、すべての保険契約の保険料が合算されて振り替えられます。  
**【預金残高不足等の理由で振替えできなかった場合】**  
 翌月の振替日につきの金額を再度振り替えます。

- ・月払の保険契約は2か月分
- ・年払・半年払の保険契約は同一金額

②クレジットカードにより払い込んでいただく場合（年払、半年払、月払）

- ・クレジットカード払特約を付加した場合、クレジットカード会社を通じて、当社に保険料が払い込まれます。
- ・クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、保険契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法（経路）の変更手続きを行ってください。

●保険料の払込方法の変更について

払込方法（経路）、回数（年払、半年払、月払）、振替口座または金融機関の変更を希望する場合は、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へお申し出ください。  
 払込方法の変更について申し出があった場合、当社は所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更します。  
 この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、直接、当社へ払い込んでください。

●保険料の前納について

契約時または契約後に、将来の保険料をあらかじめまとめて払い込んでいただくことを保険料の前納といいますが、現在は取扱いしておりません。

●保険料の払込みが不要となった場合の取扱いについて

保険料の払込方法（回数）が年払・半年払の保険契約の場合、保険料の払込みが不要となったときは、つぎのような取扱いとなります。

・保険料を払い込んでいただいた後に、保険契約の消滅等<sup>\*1</sup>により、保険料の払込みが不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

**【お支払いする額】**

すでに払い込まれた保険料<sup>\*2</sup>のうち、保険料の払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間<sup>\*3</sup>の末日までの月数に対応する保険料相当額

- \*1 保険契約の消滅等には、保険契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。
- \*2 保険料の一部の払込みを要しなくなった場合は、その払込みを要しなくなった部分に限ります。
- \*3 保険料期間とは、保険料の払込方法（回数）に応じて、それぞれの応当日からその翌応当日の前日までの期間をいいます。

#### 4. 給付金について特に注意していただきたい点

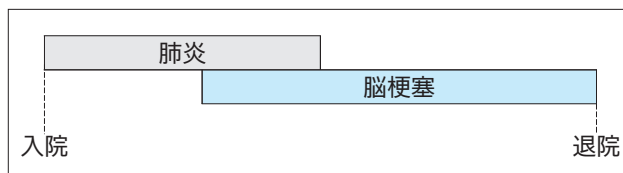
・入院給付金の1入院支払限度日数はつぎのとおりです。

商品名	給付金名		
	七大生活習慣病入院給付金	疾病入院給付金	災害入院給付金
Relief W[リリーフ・ダブル]	120日	60日	60日

※各種入院給付金は重複してお支払いしません。

■入院給付金のお支払いについて、特に注意していただきたい点を以下に例示します。

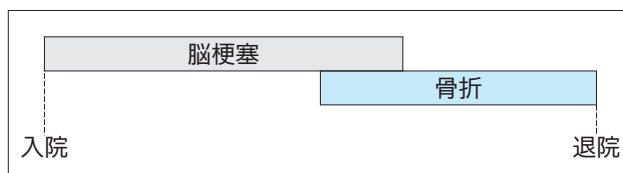
<例①>肺炎で入院中に、脳梗塞を併発し、継続して入院した場合



**【解説】**

疾病入院給付金が支払われる期間中に高血圧性疾患以外の七大生活習慣病による治療を開始した場合には、入院を開始した日から七大生活習慣病により入院したものとして、七大生活習慣病入院給付金をお支払いします。

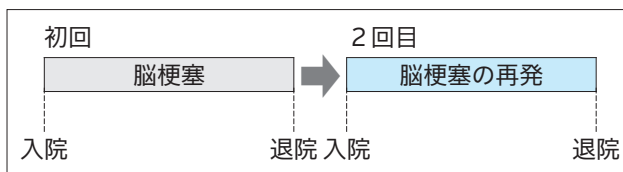
<例②>脳梗塞で入院中に、階段からの転落による骨折のため、継続して入院した場合



**【解説】**

七大生活習慣病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日に、被保険者が災害入院給付金の支払われる入院を継続している場合には、入院を開始した日から七大生活習慣病入院給付金を支払い、七大生活習慣病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から災害入院給付金をお支払いします。

<例③>脳梗塞が再発して、2回の入院をした場合



**【解説】**

2回以上入院をした場合でも、「それぞれの入院の原因が同一」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係がある」場合には、2回以上の入院を1回の入院とみなします（併発している原因を含みます）。当社が1回の入院とみなした場合、2回目以降の入院日数も通算して取り扱います。その結果、1入院の支払限度日数を超過する入院については、入院給付金をお支払いしません。

ただし、入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日（災害入院の場合は事故の日）から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

## 別表8 対象となる手術

対象となる手術は、下表のとおりとします。

「手術」とは治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類
§ 皮膚・乳房の手術 1 植皮術（25cm <sup>2</sup> 未満は除く。） 2 乳房切断術
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。） 3 骨移植術 4 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。） 5 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。） 6 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。） 7 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。） 8 脊椎・骨盤観血手術 9 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術 10 四肢切断術（手指・足指を除く。） 11 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。） 12 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。） 13 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）
§ 呼吸器・胸部の手術 14 慢性副鼻腔炎根本手術 15 喉頭全摘除術 16 気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの。） 17 胸郭形成術 18 縦隔腫瘍摘出術
§ 循環器・脾の手術 19 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。） 20 静脈瘤根本手術 21 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。） 22 心膜切開・縫合術 23 直視下心臓内手術 24 体内用ペースメーカー埋込術 25 脾摘除術
§ 消化器の手術 26 耳下腺腫瘍摘出術 27 顎下腺腫瘍摘出術 28 食道離断術 29 胃切除術 30 その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。） 31 腹膜炎手術 32 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術 33 ヘルニア根本手術 34 虫垂切除術・盲腸縫縮術 35 直腸脱根本手術

手術の種類
36 その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。） 37 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）
§ 尿・性器の手術 38 腎移植手術（受容者に限る。） 39 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。） 40 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。） 41 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。） 42 陰茎切断術 43 辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 44 陰嚢水腫根本手術 45 子宮広汎全摘除術 46 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術 47 帝王切開娩出術 48 子宮外妊娠手術 49 子宮脱・腔脱手術 50 その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。） 51 卵管・卵巢観血手術（経腔的操作は除く。） 52 その他の卵管・卵巢手術
§ 内分泌器の手術 53 下垂体腫瘍摘除術 54 甲状腺手術 55 副腎全摘除術
§ 神経の手術 56 頭蓋内観血手術 57 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。） 58 観血的脊髄腫瘍摘出手術 59 脊髄硬膜内外観血手術
§ 感覚器・視器の手術 60 眼瞼下垂症手術 61 涙小管形成術 62 涙嚢鼻腔吻合術 63 結膜嚢形成術 64 角膜移植術 65 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 66 虹彩前後癒着剥離術 67 緑内障観血手術 68 白内障・水晶体観血手術 69 硝子体観血手術 70 網膜剥離症手術 71 レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。） 72 眼球摘除術・組織充填術 73 眼窩腫瘍摘出術 74 眼筋移植術 ※感覚器・視器の手術においては、屈折矯正手術および調節異常矯正手術は支払の対象となりません。

手術の種類	
§	感覚器・聴器の手術 75 靨血的鼓膜・鼓室形成術 76 乳様洞削開術 77 中耳根本手術 78 内耳靨血手術 79 聴神経腫瘍摘出術
§	悪性新生物の手術 80 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。） 81 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。） 82 その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）
§	上記以外の手術 83 上記以外の開頭術 84 上記以外の開胸術 85 上記以外の開腹術 86 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。） 87 ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
§	新生物根治放射線照射 88 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）